

「希望が丘アクティブ団体」制度

〔アクティブ団体とは〕

- 希望が丘文化公園の公園内（一部公園外を含む）において、次に該当する活動を実施しようとする企業、法人もしくはグループで、当財団が認めたもの。（随時登録：年度内）

〔活動の内容〕（※活動にかかる留意事項）

- ※ 当財団がこれに協賛する活動等は含まない
(アクティブ団体が独自に実施しようとするものにかぎる)
- ※ 公園の施設を利用する場合は、アクティブ団体において定められたルールにより予約・申込等が必要なものとする
- ※ アクティブ団体の活動が有料（参加費・材料費を徴収するもの）か無料かは問わない（ただし、当該活動においての物品販売等の行為は認めない）
- ※ ボランティア保険等は、アクティブ団体において独自に対応する
- ※ 必要に応じて、アクティブ団体が当該活動のために当財団に協力をも求めたり、また、当財団の職員が協力・助力したりすることは可能とする

1 アクティブ団体のC S R活動・社会貢献活動で公園内において実施する活動（独自実施）

（例）

- ・ 公園の自然を活用したビオトープ保全活動や生き物観察会、生き物調査
- ・ 団体独自による公園内の清掃・草刈・森林保全（植樹など）等の取組
- ・ 公園内での地産地消商品などの普及（その販売は行わない）

2 アクティブ団体が新たに企画し、広く参加者を集めて実施する公園内での「青少年教育活動」「自然体験活動」「環境保全活動」（独自実施）

（例）

- ・ 広く参加者を集めて実施する、団体独自実施の青少年教育のためのイベント
- ・ 広く参加者を集めて実施する、団体独自実施のキャンプ体験
- ・ 広く参加者を集めて実施する、団体独自実施の森林保全活動

3 アクティブ団体が団体のホームページ等で公園を紹介・発信していただく広報活動

〔アクティブ団体への特典〕

- 1 当該活動実施（下見や準備、後片付け等を含む）のための来園時のアクティブ団体員の駐車場料金の免除（施設使用料等は免除しない）※事前に交付された当財団発行の許可証を入園時に提示すること
- 2 公園ホームページへのアクティブ団体名の記載・広報
- 3 当該活動の公園ホームページでの発信